

〔研究ノート〕

ジョン・ロールズ『正義論』の改訂について (1) —原初状態と自由の優先権を中心に

魚 躬 正 明

1. 『正義論』の改訂 (1975 年) を検討する意義

利益のない細かい区別立て…どの命題、主張にもそれぞれ反対論をつくり、それらの反対論に解答をつくるのであるが、しかしそれらの解答は、たいていは論破ではなく区別立てとなる。ところが、実は学問の強さは、例の老人のまき束の強さ〔イソップ寓話〕と同じようにその結束にある。…まき束の割れ木のように、一般的命題を一つ一つ取り出すなら、それに異議を唱え、それを意のままに曲げたり折ったりすることができるであろう。

フランシス・ベーコン『学問の進歩』

哲学的な諸聖像からなる作品は、解釈を通じて自分だけの読み方 (appropriation) を許すほどの豊かさを湛えている。私たちには彼・彼女自身のイマニュエル・カントがいるが、これから各人は、ジョン・ロールズの祝福を求めて格闘することだろう。それにはきわめて十分な理由がある。彼の著作、脚注、素晴らしい論考のすべてを読んだのちに、私たちは、かの男からいかに多くのことを学ばなくてはならないか、つかみ始めたのだから。

ロナルド・ドゥオーキン「ロールズと法」

本稿は、ジョン・ロールズが『正義論』(1971年)のドイツ語版の出版にむけ、1975年に行った改訂について、主要な論点のうち、自由の優先権と原初状態からの原理導出について、初版との比較検討を試みるとともに、その改訂は、その後の著作においていかに発展させられていったのかを検討するものである。ロールズを専門的に研究する者は、『正義論』初版と英語改訂版(1999年)とを、一部分であれ対照しつつ読んだ経験がおそらくあるだろう。かつての邦訳には、修正箇所一覧のリストが収録されており、この作業は比較的容易であ

る¹。本稿はまた、これから『正義論』を手に取る者にとっても、今読んでいるテキストがなぜ現在のようになったのかを知る手助けともなろう。本稿の目的は、『正義論』改訂版と初版との異同の比較を通して、ロールズの精緻な論理と、理論体系への膨大な批判を追っていくうちに時に見えにくくなる、『正義論』の長大な叙述によってロールズが擁護しようとした価値・理念とは何かを明瞭に理解することに他ならない。『正義論』およびロールズの理論体系については概説・啓蒙的著作に限っても多数出版されているが、本稿はテキストの比較を通して、ロールズの理論の全体像および核心的部分についての概観を得ようとするものである²。

※ ロールズの著作の略記は以下の通りである。

[初版] *A Theory of Justice*, original edition, Harvard University Press, 1971.

[改版] *A Theory of Justice*, revised edition, Harvard University Press, 1999.〔川本隆史・福岡聡・神島裕子訳『正義論』、紀伊國屋書店、2010年〕

[PL] *Political Liberalism*, expanded edition, Columbia University Press, 2005.

[CP] *Collected Papers*, edited by Samuel Freeman, Harvard University Press, 1999.

[LP] *Law of Peoples*, Harvard University Press, 1999.〔中山竜一訳『万民の法』、岩波書店、2006年〕

[JF] *Justice as Fairness: A Restatement*, edited by Erin Kelly, Belknap, Harvard University Press, 2001.〔田中成明・亀本洋・平井亮輔訳『公正としての正義——一再説』、岩波書店、2004年〕

¹ ジョン・ロールズ『正義論』（矢島鈞次監訳）、紀伊國屋書店、1979年を参照。このリストが、ドイツ語版への改訂と全く同一のものかは定かではない。訳者らがドイツ語版と照合したかも定かではない。また本文で触れるように、幾つかの無視できないミスが含まれてもいる。それが送付された原リストによるものなのか、それとも作成する際のミスなのか、今では確かめようもない。作成者の労を称えつつこのことを指摘しておきたい。

² 『正義論』刊行後ほどなく現れたBrian Barry, *The Liberal Theory of Justice*, Oxford University Press, 1973, revised edition 1990. は、ロールズのリベラリズムの独創性を的確に描き出している。『正義論』とその主要な批判に関してはC. Kukathas, Philip Pettit, *Rawls: A Theory of Justice and Its Critics*, Polity Press, 1990.〔山田八千子・嶋津格訳『ロールズ——「正義論」とその批判者たち』、勁草書房、1996年〕この著作は、『正義論』とそれへの批判に限って言えば、現在でも読まれるべき価値を維持している。次の二冊は、『正義論』と『政治的リベラリズム』とを核として、その思想の全体像を検討した優れたものである。Catherine Audard, *Rawls, Acumen*, 2007, esp. chs. 1-3. オダードは、ロールズの主著のフランス語訳を担った。そして

ドイツ語版の刊行後、同一の内容である英語改訂版がなぜ長らく出版されずにいたのか理由はよく分からない。改訂版の序文の擧筆は1990年となっており、それからさらに十年近くも出版されなかったことになる。『政治的リベラリズム』において参照を指示された『正義論』の頁は、すべて『正義論』初版のものである。大幅な改訂や削除がなされた箇所も多い。ペーパーバック版(1996年)には、「読者への手引き」と「ハーバースマスへの応答」とが収録されたが、それ以外に手は加えられていない。「公共的理性の理念・再訪」を収録した拡大版(2005年)には、この論文への導入としてロールズが編集者に宛てた手紙が収録されている。それによれば、ロールズは、第6講義「公共的理性」の再論である「再訪」をさらに改訂し、また第3講義を修正し、そして1978年の論文「主題としての基礎構造」の再録である第7講義に、フェミニズムについての記述を加えるつもりであったようだ[PL, 438-39]。病気のためこれらの課題は果たされなかったが、『政治的リベラリズム』の改訂にあわせ、『正義論』をドイツ語版から更に改訂して出版する計画を秘めていたのかもしれない。あるいは『論文集』(1999年)と、1989年までにほぼ完成していた『公正としての正義——再説』(2001年)との出版を見すえ、何らかの配慮から延

Percy Lehning, *John Rawls: An Introduction*, Cambridge University Press, 2009. そして、『正義論』についての包括的な概説として、Jon Mandel, *Rawls' A Theory of Justice: An Introduction*, Cambridge University Press, 2009. を参照。マンデルの著作は、十分に検討されてきたとは言い難い『正義論』第三部にも十分な叙述をあてている。日本においては、川本隆史『ロールズ——正義の原理』、講談社、新装版2005年は、その時代的背景をも含め思想へと迫った好著である。盛山和夫『リベラリズムとは何か——ロールズと正義の論理』は、解釈の別れる争点についての簡明な整理がなされている。また、経済学史・思想史家によるロールズの研究は、ロールズの議論が分配的正義について与えたインパクトを的確に描き出している。石川経夫「分配の公正概念——平等化を支える思想」、『所得と富』、岩波書店、1991年、23-59頁は、ロールズの分配的正義論のサマリーとして優れたものである。大野忠男『自由・公正・市場——経済思想史論考』、創文社、1994年、第7、8章は、自由主義や現代経済学の検討と批判とである他の章とも併せて読めば、ロールズの議論の思想的・歴史的位置づけの考察に役立つだろう。松嶋敦茂『功利主義は生き残るか——経済倫理学の構築に向けて』、勁草書房、2005年は、ロールズによる批判以後、功利主義が展開してきた議論を知ることができる。

期されていたのかもしれない。なお『再説』では、『正義論』初版だけに見られる議論に言及する場合以外はすべて英語改訂版の頁を指示している。

以上の事実から、『正義論』改訂にどれほどの重要性を見いだせるかは、論者によって異なるであろう。筆者は、ロールズが初版は「失敗作」と考えていたようには思われぬが、ロールズは『正義論』初版において何を言おうとしたかを知るうえで改訂は極めて重要な意義をもつと考えている。ともあれ、『正義論』の改訂は、そのことを明瞭にする機会であったことは疑いえない。ハーバーマスが『事実性と妥当性』の増補版への後記で述べたように、「ある意味で著者というものは、読者の反応によってはじめて、自らの著わした書物で自分が何を言ったかを知るのである」。そして、「自分が何を言わねばならなかったかがはっきり自覚され、さらに何を言おうとしていたかを明確に言い表す機会を与えられることになる」のである³。ロールズの『正義論』改訂も、まさにそのようなものであったと考えられる。

2. 正義原理の導出をめぐる

新しい知識は、原子論的功利主義という伝統的構図に比肩しうほどの社会のヴィジョンを生み出していない。重要な局面になると、私たちは、人間を功利主義的な原子として合理化するという以前からのやり方に逆戻りしてしまう。 カール・ポランニー「社会における経済の位置」

まず、『正義論』第三章を中心に、原初状態から正義原理を導出する推論の改訂を見ていこう。ロールズは改訂版序文において、「第三章では、推論や理由づけをより明確にし、誤解が生じにくくなるよう努めるだけにとどめた」と述べているが、それは形式的なものに留まらない。ロールズはなぜ改訂を迫られたのか。原初状態に対しては多くの批判が浴びせられたが、とりわけ経済学者らによるテクニカルな観点からの批判は、それらを受け容れれば原理の導出自体が一切の妥当性を失うだけに、何とかして応答しなければならないもので

³ J.ハーバーマス『事実性と妥当性』下巻、未來社、2003年、299頁。

あった。そして結論を先に言えば、その応答は、経済学者たちとは議論の枠組み自体が異なるものであり、正義原理の導出は確率的問題に左右されないことを強調するものであった⁴。ロールズにとって、一種の科学性をもつと見なされる経済学者・ゲーム理論家らの批判から〈公正としての正義〉を救い出すことは決定的な重大性を持ち、晩年の『再説』まで改訂を加え続けている。功利主義の社会構想との比較衡量において選択される正義原理であるかの成否こそ、正義の二原理が「民主主義的な社会の道徳的基礎」[初版 viii、改版 xviii/xxii]、あるいは「公共道徳の基礎」[初版 182、改版 159/247] となり得るか否かの試金石であったからである。原理導出をめぐる推論は、あくまで私たちの道徳・正義感覚にとって理にかなう (reasonable) あるいは健全 (sound) だと、公平無私な (impartial) 観点から言えるかどうか試金石とされるのであり、確率 (への考慮) に決定される問題ではなかった。

2.1 原初状態の改訂

原初状態の記述の改訂は、次の二つに大別できる。第一に、原初状態およびその当事者たちを覆う無知のヴェールの記述。第二に、正義原理へと至るための「発見的装置 (heuristic device)」として、初版においても用いたマキシミナルルールが確率計算に依拠するものではないことを明確にするため、原理導出のための「有用な格率 (useful maxim)」として強調する諸改訂である。

第一の点について、細かい改訂から確認するならば、原初状態の当事者たちは正義原理の「選択 (choice)」ではなく、「合意 (agreement)」をするもの

⁴ 1974年に発表された論文「マキシミナル規準を使用するいくつかの理由」と「アレクサンダーとマスグレイブへの応答」[CP, chs. 11, 12]を参照。日本語で読める経済学者のこの時期のロールズ批判として、K. J. Arrow, “Some Ordinalist-Utilitarian Notes on Rawls’ ‘Theory of Justice’”, *Journal of Philosophy* vol. 70, no. 9 (1973) . [「ロールズの「公正原理」について——序数的功利主義者の立場から」、『季刊 現代経済——特集 経済体制の理念と現実』第12号、日本経済新聞社、1974年]を参照。別の論文における批判も含めた、ロールズのアローへの応答は1982年の論文「社会的統一と基本財」[CP, ch. 17]と [PL, 182f] においてなされている。ロールズと経済学者の論争について、後藤玲子『正義の経済哲学』、東洋経済新報社、2002年を参照。

と記述されるようになった。

厳密に言えば、原初状態の当事者は実際には正義原理を「合意」も「選択」もしない。彼らの推論は（この時点では明確にされなかったが）私たちがそれを眺めるに過ぎない仮説的な（推論をする）ものであるからである。ただロールズは、「選択」ではなく「合意」と改めることで、経済学者らとの議論の背景的な枠組みと目的とが異なるものであることを示そうとしたのではないだろうか。第二の点とも併せて検討するとこのことはより明瞭になると思われる。

2.2. 推論における人格の構想の強調

ロールズは改訂にあたり、人格の構想（考え方・捉え方）が功利主義のものとは極めて異なるものであることを強調するようになる。ロールズが、功利主義思想において、人格の区別あるいは別個独立性が重要なものと見なされてはいないと批判したことはよく知られている。ただ、混同してはならないが、正義原理の導出にあたり、人格の構想によって直截に基礎づけられる、あるいは正当化されるのではない。

ロールズは、第 28 節において、正義原理の導出の推論は人格についての「特定の構想」を前提とし、これが「決定的な重要性」を有しているとして、次のように対比する。功利主義においては、

当事者たちは、それを参照することによって自分たちはどんな類の人格になりたいと思うのかを意志決定できる、明確な最高位の利害関心や基底的な目的を有していないものと見なされている。彼らはいわば意志の確定した特徴を有していない。彼らは、空疎な人格（bare persons）でしかないと言えよう。すなわち、特定の比較ルールが設定された場合、彼らの（あるいは他の誰かの）最終目的の実現にそのルールがどんな評価を付与しようとも、自分たちの善を定義してくれるものとして、その評価を彼らは等しく受け入れる用意がある。[改版 152/237、訳は一部改訂]。

ただロールズは、以上のような批判によって、功利主義思想家（ヒューム、スミス、シジウィックら）が、またベンサムでさえ、そのような空疎な人格観を抱いていたなどと論難しているわけではない⁵。

また、繰り返しになるが、注意すべき重要な点として人格の構想（考え方）から出発し、あるいはそれに基礎づけられて正義原理は正当化され、望ましい構想とされるのではない、ということだ。あくまで、正義原理へと至る推論の結果、（ロールズが考えるところの）功利主義の人格構想か、公正としての正義の人格構想のどちらが望ましいかが明らかになるのである。公正としての正義は、次のような人格の構想を前提としている。

当事者たちは（たとえ自分たちの諸目的の体系が備えている具体的な内容は知らないにせよ）明確にされた特徴と意志とを備えていると本書は想定してきた。この場合の彼らは、いわば確固たる実質・中身を有する人格（determinate-persons）に他ならない。つまり彼らは、特定の最高位の利害関心や基底的な目標を有しており、それらの関心や目的を参照することによって、おのれが許容できる人生の種類や下位の達成目標を決定することになる。どんなものであれ、彼らが保護しようと努めねばならぬ対象こそが、そうした関心であり、目的なのである。第一原理によって保護される基本的な諸自由がそうした利害関心を確保してくれることを、当事者たちは知っている。それゆえ、彼らは効用原理ではなく、むしろ正義の二原理のほうを承認するに違いない [改版 152/237]。

これと関連する重要な箇所が第 26 節にある。そこでは、原初状態の当事者が自分たちをどのような者であると見ているかについて述べられているが、こゝもまた初版にはない記述である。

⁵ ロールズ以降の批判的なトーンのベンサム理解を修正する試みとして、小畑俊太郎「ベンサム——功利主義における倫理と統治」、小野紀明編『岩波講座 政治哲学 3 近代の変容』、2014 年、2-24 頁を参照。

彼らは自分たちのことを、ある任意の時点でおのれが持つかもしれない基底な利害関心の特定の複合体を追求する営みに、避けがたく縛られている者、もしくはそうした営みそのものと同質である者とは考えていない。しかしながら、彼らはそうした基底な利害関心を促進する権利を欲してはいる（それらが許容できるものならば）。むしろ自由な人びとは、自身の最終目的を修正・変更することが可能であり、そうした事柄における当人の自由を保護することに絶対的な優先権を付与する存在である、と自分を思い描いている。したがって、彼らは原理上、自由に追求あるいは拒絶することができる最終目的を持つだけではない。そうした目的に対する彼らの原生的な忠実さや持続的な専念すらも自由な条件のもとで形成され、肯定されることになる。二原理は、そのような条件を維持してくれる社会形態を確保するという理由から、効用原理ではなく、二原理のほうが合意されることになるだろう。この合意によってのみ、当事者たちは、自由な人びとである自分たちの最上位の利害関心が保証されることを確信しうるのである [改版 131-32/206-07]。

以上のような人格の構想については、1975年の論文「カント的平等の構想」においても力強く主張されている [CP, ch.13] が、この構想を、特殊な人間観にもとづく個人主義的な人格の構想と取り違えてはならない、とロールズは注意を促している。ロールズは改訂と同時期の論文において、スティーブン・ルークスが『個人主義』で、社会契約論の現代的復権となった『正義論』について、個人主義的学説と見なしていることに反論している。ルークスは次のように述べていた。

抽象的な個人の観念にとって、決定的に重要な点は、社会的諸制度が（現実的にも、理想的にも）充足しようとする目的を決定する個人のこの特性が、本能、能力、要求、欲望、権利などどのように呼ばれていようとも、社会的な文脈から独立した所与のものと考えられていることにある。人間

の固定した、不変の心理学的特性のもつことの所与性は、個人の抽象的観念に帰着する。そこでは、個人は、その行動を決定したその利害、要求、権利を特定する、心理学的特性の担い手と見なされるに過ぎない⁶。

ロールズは、原初状態の当事者たちでさえ、また彼らが欲しがらるであろう基本財の観念もまた、ルークスの想定するような前提に基づくものではない、と主張している。原初状態の当事者たちは、彼らの各々の目的は社会的背景に何らかの程度依存していることを知っているのであるから、それら社会的背景から、また、常識となっているような社会理論（これにも異論はあろうが）から全く独立した「抽象的個人」の構想など唱導してはいないのである [CP, 277]。

ロールズは、マイケル・テイトルマンへの短い応答においても、社会契約論の個人主義的側面への論難について述べている。そこでは、社会契約論は「自足的な (self sufficient) 人間像を抱いてはおらず、社会生活は個人の目的にとっての単なる手段であることも含意していないのである⁷。

3. 基本的諸自由とその優先権をめぐる

自由の平等——自分がそう扱われることを希望しないような仕方では他者を扱わないこと、その人だけが私の自由あるいは繁栄、または教化を可能にしてくれるような人びとに対する負い目に報いること、もっとも単純かつ普遍的な意味での正義——これらが自由の道徳の基礎なのである。だが、自由は決して人間のただ一つの目標というわけではない。…自由は自由であって平等ではなく、公正ではなく、正義ではなく、人類の幸福ではなく、また良心の静穏ではない。 アイザイア・バーリン 「二つの自由概念」

⁶ Steven Lukes, *Individualism*, Basil Blackwell, pp. 73-75. [間宏監訳『個人主義』、御茶の水書房、1981年、109-11頁]

⁷ John Rawls, “Theory of Justice: Reply to Lyons and Teitelman”, *The Journal of Philosophy*, vol. 19, no. 18, pp. 555-57. なお、ロールズの原初状態の議論については、簡明でありながらも、ロールズの議論の意図と構造とを丹念に読み解いた、重田園江『社会契約論——ホッブズ、ヒューム、ルソー、ロールズ』、筑摩書房（ちくま新書）、2013年、第4章を参照。

ロールズは、第一原理の「平等な自由」原理によって、社会の全構成員に「平等な市民としての地位（equal citizenship）」を保障することを、公正としての正義の最重要の理論的課題としている。『正義論』冒頭において力強く述べているように、正義は個々の市民の不可侵性を護るのであるが、正義は様々な基本的諸自由からなる枠組みに優先権を付与し、社会・経済的利益への考慮に影響されたりして、ある社会階層にはより少ない自由の枠組みが割り当てられることを認めない。それが正義の第一の「効能(virtue)」に他ならない。たとえば、ある集団には思想・良心の自由や選挙・投票権の資格を制限あるいは認めないことである（33、36-37節など）。ただし、諸自由や機会、所得・富を個々の市民がいかに行使・使用するかの変異（とりわけ所得・富）が、個々人の最終的な（一瞬戸惑う表現ではあるが）「自由の真価・値打ち（worth）」に影響に及ぼす。しかし、基本的諸自由からなる枠組みは社会的・経済的地位に関わらず全市民に等しく保障されなくてはならない。ロールズはとりわけ政治的支配力に繋がる不平等を強く警戒している（37節）。だが、自由とその優先権の論証は、刊行から二年と経たず、根本的な批判を受けることになった。ロールズ自身、その優れて明晰な思想に影響を受けてきた法哲学者 H. L. A. ハートによる批判に他ならない。ハートの批判を（無理を承知で）要約するならば、①「平等な自由の最大の全体系」という表現や基本的諸自由の内容についての曖昧さ、②諸自由の相互の衝突の問題、別の観点から言えば、自由は自由のためにのみ制限されるということについて説得力ある議論がないこと、そして、③自由の優先権の論証は失敗しており、ロールズは原初状態の議論において、公共精神に満ち溢れた市民像を前提さえしているのではないかと、との批判であった⁸。ロールズは晩年の『再説』における改訂のうち、ハートへの応答ほど重要なものはないと述べている [JF, 42/364]。原初状態への批判が、原理を導く手続きへ

⁸ H. L. A. Hart, "Rawls on Liberty and Its Priority", *University of Chicago Law Review* 40, (spring 1973), reprinted in *Essays in Jurisprudence and Philosophy*, Oxford University Press, 1983. [「自由とその優先性についてのロールズの考え方」、矢崎光圀他訳『法学・哲学論集』、みすず書房、1990年]

の批判とするならば、ハートの批判は、導かれた結論それ自体の妥当性を衡いたものであった。無論、ロールズが諸自由の要求内容の衝突、自由と他の価値・理念との対立といった問題を見落としていたわけではない。1950年代にオックスフォードに留学した折、アイザイア・バーリンの知己を得たが、彼の「二つの自由概念」（1958年）とその後の論争は、『正義論』における自由の議論に多くの示唆を与えている。また諸自由は衝突するだけでなく、概念上は区別されるべき自由の「条件」や「平等」とも対立し、時にそれらと混同されてきたことを、バーリンは鮮やかに示したのであった。そして、ロールズが「公正としての正義」を提起し、社会正義の探求へと明確に歩み始めた年に出版され版を重ねた、クリスチャン・ベイの『自由の構造』（1958年）においても、諸自由の要求が対立しあう問題は極めて重大なものとして認識されており、ロールズもこの議論を知っていたであろう⁹。ともあれ、「平等な自由」とその優先権の議論の曖昧さや論証のまづさを衡いたハートの批判は、ロールズに論証の大幅な再定式化を迫るものであり、改訂の時点では不十分であっても、何らかの応答をせざるを得ないものであった。

3.1 リストとしての基本的〈諸〉自由

まず表現上の改訂から確認しよう。ロールズは改訂にあたり、「自由(liberty)」という表現を「基本的自由 (basic liberty)」に、「(平等な) 基本的自由」を「基本的諸自由 (basic liberties)」に、類似の表現を含め数十にのぼる箇所を修正している。この単数形から複数形への形式上、表現上の改訂は重要な意味をもっている。また自由を、その社会の状況により変化する諸自由の「リスト」として明確に示し、また衝突した際にはどの自由も制限され得るものだと提示する

⁹ ロールズは格差原理を論じた論文において、ベイが「周辺的な (marginal)」、「最も特権のない (least privileged)」人びとに特に配慮した最大の自由の体系を追求していることに言及している [CP, 151]。ベイの見解について、Christian Bay, *The Structure of Freedom*, Stanford University Press, 3rd edition, 1970, pp.59, 374-75. [横越英一訳『自由の構造』、法政大学出版局、1979年、92、590-93頁]

ようになった。

諸自由には中枢をなす適用範囲があり、その範囲内では、他の基本的な諸自由と対立する場合にのみ、自由が制限されうる。自由が相互に衝突するときには制限を受け入れるのであるから、基本的諸自由のどれ一つとして絶対的なものではない。とはいえ、相互調整の結果、複数の自由が一つのシステムをどのように形成するに至ったとしても、そのシステムはすべての構成員にとって同じものとならねばならない。ただし、特定の社会が抱える固有の情況、つまり社会、経済、科学技術がどのような状態にあるかということから独立に、こうした自由の内容を十分な厳密性をもって述べるのは至難の業であり、おそらくは不可能である。基本的な自由の一般的なリストならば案出できるだろうといった仮説を持ち出しても、リストはこの正義構想を裏付けるだけの精確さを備えていなければならない。もちろん、リストにない自由——たとえば（生産手段のような）¹⁰、ある特定の種類の財産を所有する権利や、自由放任の学説が肯定するような契約の自由——は、基本的なものではないため、第一原理の優先権によって保護はされない [改版, 54/85]。

この引用文は初版にはないものである。初版においては諸自由が列挙されているのみであった [初版 61]。リストとしての諸自由は、ハートの批判を受けて明確にしたものと思われる。ロールズは『再説』において、自由という単数の表現と諸自由がリストとして示されなかったことによって、自由の意味がいまいちなものであったと述べている。

¹⁰ なお、邦訳には〔動産とは見なされない〕との訳者の補いが付けられているが、ロールズは動産・不動産の区別に特に言及しておらず、誤解を招くものである。ロールズはのちに、独立と自尊心とに必要な個人的権利の範囲、すなわち絶対的に保障されるべきものに含まれるものとして、住居や（生産手段に入らない範囲の）一定の不動産とをあげている [JF, 114n/378]。

基本的諸自由が何らかのリストによって特定化されるということは『正義論』初版、第11節、61頁でも十分に明らかであったが、『正義論』初版、第11節、60頁における原理の定式化では、「基本的自由」という単数形の表現を用いてしまった。このため、それらの諸自由がもつ、この重要な特質があいまいになってしまった。[改行]この度の修正からわかるように、「自由」と呼ばれるものの行使が優越的な価値をもち、また、「自由」の実現が政治的・社会的正義の唯一の目的でないとしても主要な目的であるという意味で、自由それ自体に対して優先権が与えられているわけではない。もちろんそこでも、十分な理由なしに法的またそのほかの制約を行動に課すこと一般に対して不利な推定が与えられているが、この推定は、特定の自由特別な優先権を与えるものではない。民主主義思想の歴史を通じて、その焦点は、自由一般ではなく、特定の諸権利と諸自由を実現し、たとえば、様々な権利章典や人権宣言にみられるような形で、特殊な憲法的保障を達成することにあつた。公正としての正義もこうした伝統的見解に従っている [JF, 45/78]。

上記の引用文の続きでは、一般的構想が先の引用文の後での言及を除いて、多くの節でほとんど削除されることになる。この大幅な削除は、優先権の論証の改訂と大いに関連がある。

3.2 なぜ諸自由の枠組みは優先権をもつのか

基本的諸自由とその枠組みがなぜ優先権をもつのか、ロールズが自由に与えた意味を、原初状態の当事者の推論に託してどう説明しているかを確認し、『正義論』第82節の大幅な修正の概要を見ることにしよう。ただその前に、正義の二原理における自由と平等との位置づけについて陥りがちな誤解について一言述べておきたい。すなわち、第一原理を自由の原理と、第二原理を平等の原理と解することである。全体としての正義の二原理が「平等な自由」あるいは「自由と平等」の双方に関わる分配原理であることに留意しなければならない。

第一原理が、自由は〈その枠組みは全市民にとって同一であるべき〉という形式的な側面を表し、第二原理は、平等な自由のいわば実現条件を示したものと理解するのは不正確なのである。自由に優先権がある、ということでロールズは疑うことなく自由（の枠組み）に至上の価値をおいている。だが、二原理（正確には三つの原理）の連関関係を見落とすことは、その理解に誤解を生じさせる。ロールズは『再説』のある註で次のように述べている。

正義の二原理を構成する諸部門は、連動して働き、一体となって適用される……。格差原理に優先する諸原理からの諸要求は、分配上重要な効果をもっている。例えば、機会の公正な平等が教育に適用される場合の効果や、政治的諸自由の公正な平等がもつ分配上の効果について考えて見られたい [JF, 46n/366]。

ロールズは自由に優先権を与えるのであるが、第一原理は、第二原理が要請する制度的背景によって、第一原理の諸要求を実行的にできることを見落としはならない。ロールズにとって、第一原理の「承認」がきわめて強い優先権をもつということと、原理が制度に適用された場合、二原理が相互に影響して互いを確固としたものとするとは矛盾しないのである。ともあれ、本項で確認していくように、説明の上では、ロールズは第一原理に「平等な市民たる地位」を、第二原理にそのような市民が置かれるべき社会・経済的条件を規制し、第一原理を物質的手段・資力の点から下支えするものとして、分業関係としても捉えている。G. ドッペルトが指摘したように、格差原理は「物質的環境」に人間の能力の発達とその行使が依拠していることを明確に認識しているのである¹¹。そしてその物質的基盤は、たんに（量としての）「ニーズ」にでは

¹¹ G. Doppelt, "Beyond Liberalism and Communitarianism: Towards a Critical theory of Justice", in *Universalism vs. Communitarianism: Contemporary Debates in Ethics*, MIT Press, 1990, p. 46. [「自由主義と共同体主義を超えて」『普遍主義対共同体主義』、菊池理夫・山口晃・有賀誠訳、日本経済評論社、1998年、73頁]

なく、第一原理と協働して自尊心の社会的基盤の保障を担うよう結びつけられている。二原理全体は、社会による自尊心（そのものでなく）の充足あるいは市民が自力で獲得できる制度的基盤を整序することを要求しているのである。

自由の優先権の論証に移ろう。ロールズは第 82 節において、自由の優先権が原理として承認され、確固とした基盤を確立していく過程を次のように描いていた。

自由の優先権の基盤は、大体以下のようになる。文明の条件が改善・発展するにしたがって、私たちのさらなる経済的・社会的な相対的利益の限界的な意義が、自由のもたらず利益に対して相対的に減少し、それとは反対に、自由のもたらず利益は平等な諸自由の行使のための諸条件がより完全に実現されるにしたがって、より強いものとなる。ある点を超えると、より多くの物質的と〔各々の〕職業における便宜性のためにより少ない自由を認めることは、原初状態の視点から見て不合理なものになり、不合理であり続ける。なぜそうなるのかについて注記しておこう。第一に、(より恵まれない人びとが期待しうる基本財の指標によって示される) 暮らしよさ (well-being) の一般的水準が上昇するにつれて、より緊急性の低い必要性だけが更なる進歩によって充たされるべきものとして残るようになる (少なくとも、人間の必要性が、制度や社会形態によって広範に生み出されることがない、という前提でだが)。同時に、平等な諸自由の行使への障碍は減少し、私たち〔各自〕のスピリチュアルな、文化的な利害関心を主張することが肯定されるようになる [初版 542-43]。

ハートからすれば、これは明らかなこととは全く思われなかった。文明の発展、すなわち、社会・経済的諸条件が豊かになり、諸自由・権利を保護する制度枠組みに一定の支持と正当性が与えられているような社会においても、自己の経済的利益への考慮などによって、自由の一部を放棄し、より多くの物質的な財を求める人は残る可能性があるからである。ハートは、ロールズは自由の

優先権の論証に、自由を他のもののために放棄するようなことのない、彼自身の理想とする市民像を潜り込ませているのではないか、との疑義を投げかけた。もしそうであるなら、自身が抱く特定の理想といった諸々の知識をもたない、原初状態の当事者たちの推論により導かれるはずの正義原理は、合理的選択(推論)によって導かれるものではなくなるだろう。たんにロールズが望ましいと考える原理を導く、論点先取りの理論装置に過ぎないものとなる。ロールズは、自由の優先権を、無知のヴェールに覆われた原初状態の当事者の推論から導き出せるものとして再定式化していく。先の第 26 節の引用にあったように、原初状態の当事者は、彼ら自身を「自由で平等な道徳的人格」と見なし、そのような人格の利害関心にとって重要な考慮事項を一般的な、また同時に高度に規範的な観点からなされるものとして再定式化するようになる。

当事者たちは、おのれの最終目的を修正・変更することが可能でかつ（その限りで）おのれの自由を保護することに優先権を与える、自由な人格だと自分たちを見なしている。自律と客観性の説明において例証したように（第 78 節）、正義の原理が基礎構造を律する仕方を通じて、この最上位の利害関心が秩序だった社会において達成される、ということが明らかになる。[改行]したがって原初状態の当事者たちは、利害関心に関するある種の階層構造によって動かされている。彼らは第一に、自らの最上位の利害関心と基底的な達成目標（当人に知られているのはその一般的な形態のみであるが）を確保しなければならず、この事実は彼らが自由に対し付与する優先順位に反映される。他方、残りの欲求や目的を促進することを可能にするような手段・資力の入手は、従属的な地位を占めるに至る [改版 475-76/712]。

また、ロールズは、正義の二原理が実現された秩序だった社会の成員にとっても実際に自由が優先権をもちうるかの（初版においてもなされた）論証に進んでいくが、第一原理の優先権の支持がもたらす望ましき影響、すなわち、相

互の「自尊心」を保護することへの確固たる支持が、第二原理が統制する社会・経済的不平等への関心を凌駕するようになるだろうとする。秩序だった社会においても、不平等は避け得ないが、他者の物質的手段・資力との比較という関心が、第一原理を不可能にするほどに強くなることはないだろうとロールズは言う。なぜなら、「正義にかなった社会における自尊の基礎は、当人の所得上の取り分ではなく、基本的な権利および自由の公共的に確証・肯定された分配におかれる」[初版 544 ※一部分改訂される。改版 477/714]。第一原理は、(公正な)社会・経済的不平等にもかかわらず、平等な市民としての地位を互いに保証することを確約する原理として、互いの自尊心に強力な支持を与え、第二原理は、第一原理の自尊を制度的・物質的基盤において支えるものとしての分業関係が論証されている。

ロールズ自身認めるように、この段階(1975年)では、改訂は十分なものではなかったが、以上の改訂は、後の議論の大きな方向性を示すものとなっている。次号では、ロールズが、原初状態から正義原理を導出する議論をその後どう改訂したか、とりわけ自由の優先権はどのような論証によってなされているのか、その議論の最終的な定式化を検討することにしよう。